

公聴会に関する傍聴要領

傍聴される方は、下記の要領をよくお読みいただき、遵守してください。

1. 傍聴する際の注意事項

- (1) 公述中は、静かに傍聴してください。
- (2) 旗、プラカード等を掲げるなどの示威的行為はしないでください。
- (3) 公述に対する発言、拍手その他の方法による賛成、反対等の意思表示はしないでください。
- (4) 会場内において、飲食、喫煙はしないでください。
- (5) 会場内において、携帯電話等は使用しないでください。また、携帯の電源は切るか、マナーモードに設定してください。
- (6) 会場内では、写真撮影、録画、録音による記録はできません。
- (7) 公述中は、みだりに傍聴席を離れないでください。
- (8) トイレ等はできるだけ開会前あるいは休憩時間に済ませておいてください。
- (9) その他、公聴会の秩序を乱したり、不穏当な発言をしないでください。

2. 質疑等

公聴会は、知事意見を述べる際の参考とするため、環境保全の見地から公述人の方の御意見をお聴きする場です。対象事業の事業内容や準備書について、主催者である県(環境保全課)又は事業者(県空港アクセス鉄道整備推進課)からの説明・質疑応答は行いませんので、御留意ください。

3. 秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、上記の各項目及び職員の指示に従ってください。
- (2) 以上のことをお守りいただけない場合、退場していただく場合があります。